

がいくせきけんみん かながわ かいぎ ぼうちようりよう
 外国籍県民かながわ会議傍聴要領

しゆし
 (趣旨)

だい じよう
 第1条 この要領は、がいくせきけんみん かながわ かいぎ (以下「がいくせきけんみん かいぎ」という。)の会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

ぼうちようせき くぶん
 (傍聴席の区分)

だい じよう
 第2条 傍聴席は、いっばんせきおよ ほうどうかんけいしゃせき わ
 一般席及び報道関係者席に分ける。

ぼうちようにん けつていとう
 (傍聴人の決定等)

だい じよう いっばん ていじん にんい
 第3条 一般の定員は、10人以内とする。

2 がいくせきけんみん かいぎ じむきよく ぼうちようきぼうしや かいぎ かいさいとうじつ しょてい ぼしよ
 外国籍県民会議の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、
 時間に集合させるものとする。

3 ぜんこう きてい じゆうごう ぼうちようきぼうしやさう ていじん み ぼあい ぼうちよう
 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴
 きぼうしやぜんいん ぼうちようにん ていじん こ ぼあい せんちやくじゆん ぼうちようにん けつてい
 希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は先着順により傍聴人を決定す
 る。

ぼうちようせき にゆうじよう もの
 (傍聴席に入場することができない者)

だい じよう つぎ もの ぼうちようせき にゆうじよう
 第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

- (1) けつてい ぼうちようにんが い もの
 決定した傍聴人以外の者
- (2) しんぎ ぼうがい また たにん めいわく およ あき みと
 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められ
 る者

ぼうちようにん まも じこう
 (傍聴人の守るべき事項)

だい じよう ぼうちようにん かいぎ ちつじよ みだ また しんぎ ぼうがい こうい
 第5条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をして
 はならない。

しゃしん えいが とう きつえいおよ ろくおんとう きんし
 (写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

だい じよう ぼうちようにん かいじよう しゃしん えいが とう きつえい また
 第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は
 ろくおんとう
 録音等をしてはならない。ただし、じぜん いんちよう きよか え ぼあい かが
 事前に委員長の許可を得た場合は、この限り
 ではない。

ちつじよ い じ
 (秩序の維持)

だい じよう いんちよう かいぎ えんかつ うんえい ほか ぼうちようにん ひつよう し じ また
 第7条 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又
 はじむきよく しょくいん し じ
 は事務局の職員に指示させることができる。

2 いんちよう ぜんこう し じ また じむきよく しょくいん し じ
 委員長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、
 ぼうちようにん し じ したが ぼうちようにん たいじよう
 傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

じっしさいもく
 (実施細目)

だい じよう ぼうちようりよう さだ じこう いんちよう がいくせきけんみん かいぎ ほか さだ
 第8条 この要領に定めのない事項は、委員長が外国籍県民会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月23日から施行する。